

雇用保険二事業助成金 平成21年度予算の整理表(案)

平成20年度雇用保険二事業助成金(15本)

平成21年度雇用保険二事業助成金(15本)

各種給付金名			各種給付金名		要綱
1	雇用調整助成金		1	雇用調整助成金	
2	労働移動支援助成金		2	労働移動支援助成金	
③	定年引上げ等奨励金	(内容見直し) →	③	定年引上げ等奨励金	第一・一
4	特定求職者雇用開発助成金		4	特定求職者雇用開発助成金	
⑤	自立就業支援助成金	(内容見直し) →	⑤	自立就業支援助成金	第一・二
6	試行雇用奨励金		6	試行雇用奨励金	
⑦	地域雇用開発助成金	(内容見直し) →	⑦	地域雇用開発助成金	第一・三
8	通年雇用奨励金		8	通年雇用奨励金	
⑨	育児・介護雇用安定等助成金	(内容見直し) →	⑨	育児・介護雇用安定等助成金	第一・四 (均等分科 会で議論)
⑩	人材確保等支援助成金	(内容見直し) →	⑩	人材確保等支援助成金	第一・五
⑪	障害者雇用に係る助成金	→	⑪	障害者雇用促進助成金	第一・六
12	短時間労働者雇用管理改善等助成金		12	短時間労働者雇用管理改善等助成金	
13	広域団体認定訓練助成金		13	広域団体認定訓練助成金	
⑭	キャリア形成促進助成金	(内容見直し) →	⑭	キャリア形成促進助成金	第一・七 (能開分科 会で議論)
15	職場適応訓練費		15	職場適応訓練費	

※ 番号に○がつけてある助成金が諮問事項

定年引上げ等奨励金の見直し

平成20年度		平成21年度(予定)	
(百万円)		(百万円)	
助 成 金 名	20'予算額	助 成 金 名	21'予算額
定年引上げ等奨励金		定年引上げ等奨励金	
中小企業定年引上げ等奨励金 (事業概要) ○次のいずれかの措置を講じた事業主に対して助成金を支給 ① 65歳以上までの定年引上げ又は定年の廃止 ② 70歳以上まで希望者全員を雇用する継続雇用制度の導入 ③ ①又は②の制度を有する法人等の設立 ○事業主が講じた措置及び被保険者数に応じた額(20万～160万円)を支給	3,939	中小企業定年引上げ等奨励金 (見直し概要) ○65歳前に契約期間が切れない65歳以上継続雇用制度(期間の定めのない労働契約又は65歳以上の年齢を終期とする労働契約により、65歳以上まで希望者全員を雇用する継続雇用制度)を導入した事業主を新たに支給対象とする ○支給対象事業主が併せて、一般労働者の週所定労働時間に比べ、短い労働時間を選択することができる制度を講じた場合、支給額に20万円を加算 ○支給額を(20万～160万円)から(10万円～160万円)とする	8,514
		高年齢者雇用モデル企業助成金(新規) (事業概要) ○高年齢者の職域の拡大、処遇の改善若しくは高年齢者を積極的に雇用する取組に係る計画を作成し、当該計画に基づき、労働者の高齢化に対応した職務の設計、作業を容易にするための機械設備の導入、賃金体系、労働時間等の見直し等を行うとともに、65歳以上までの定年の引上げ等を行った事業主、又は、当該措置を実施し、高年齢者を新たに雇い入れることにより、60歳以上の者の割合を高める措置を講じた事業主に対して助成金を支給 ○当該措置に要した費用の2分の1に相当する額(最大500万円)を支給	338
70歳定年引上げ等モデル企業助成金	125	廃止 ※予定額は経過措置分のみ	125
(事業概要) ○高年齢者の職域の拡大等に係る計画を作成し、当該計画に基づき、労働者の高齢化に対応した職務の設計、作業を容易にするための機械設備の導入等を行うとともに、70歳以上までの定年の引上げ等を行った事業主に対して助成金を支給 ○当該措置に要した費用の2分の1に相当する額(最大500万円)を支給			

自立就業支援助成金の見直し

平成20年度		(百万円)	平成21年度(予定)		(百万円)
助成金名	20'予算額		助成金名	21'予定額	
自立就業支援助成金			自立就業支援助成金		
高年齢者等共同就業機会創出助成金	1,257	→	高年齢者等共同就業機会創出助成金	1,156	
<small>(事業概要)</small> ○45歳以上の高年齢者等の3人以上が共同して出資し、新たに法人を設立(自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された者、正当な理由がなく自己の都合によって退職した者その他これらに準ずる者、個人事業主であった者又は法人の役員であった者は除く)して労働者を雇い入れた場合に、事業主に対して助成金を支給 ○事業開始に係る経費の一定割合について設立地域に応じた額(最大500万円)を支給			<small>(見直し概要)</small> ○退職時の年齢が60歳以上であって、自己の都合により退職した出資者を新たに支給対象とする		

地域雇用開発助成金の見直し

平成20年度 (百万円)		平成21年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	20'予算額	助 成 金 名	21'予定額
地域雇用開発助成金		地域雇用開発助成金	
雇用開発奨励金	898	廃止 ※予定額は経過措置分のみ	2,021
<small>(事業概要)</small> ○同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域において、事業所の設置・整備に伴い地域求職者を雇い入れた事業主に助成。 ○当該設置・整備費用と雇い入れ人数の規模に応じて30万円～1,250万円を助成。			
中核人材活用奨励金	43	廃止 ※予定額は経過措置分のみ	49
<small>(事業概要)</small> ○同意雇用開発促進地域において、中核的人材を受け入れ、併せて、地域求職者を雇入れる事業主に助成。 ○中核的人材一人につき100万円(中小企業140万円)を助成			
		地域求職者雇用奨励金(新規)	168
		<small>(事業概要)</small> ○同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域において、事業所の設置・整備に伴い地域求職者を雇い入れた事業主、同意雇用開発促進地域において、中核的人材を受け入れ、併せて、地域求職者を雇入れる事業主に助成。 ○当該設置・整備費用と雇い入れ人数の規模に応じて40万円～900万円を助成、非自発的離職者一人につき50万円を追加助成、中核的人材一人につき100万円(中小企業140万円)を助成	
		地域貢献活動雇用拡大助成金(新規)	123
		<small>(事業概要)</small> ○地域貢献活動体制整備事業により中間支援組織等の支援を受けた事業主が労働者を雇い入れた場合、1人当たり6ヶ月につき30万円を助成。	

育児・介護雇用安定等助成金の見直し

平成20年度		(百万円)	平成21年度(予定)		(百万円)
助成金名	20'予算額		助成金名	21'予定額	
育児・介護雇用安定等助成金			育児・介護雇用安定等助成金		
育児・介護雇用安定等助成金 (事業概要) ○働き続けながら育児又は家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るための雇用環境の整備に取り組む事業主に対して助成する。 (育児・雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)は、事業所内託児施設設置・運営コース、ベビーシッター費用等補助コース(平成21年度から「育児・介護費用等補助コース」に名称変更)、代替要員確保コース、子育て期の短時間勤務支援コース、男性労働者育児参加支援促進コース、職場風土改革コース、休業中能力アップコースに分かれている。)	6,183	育児・介護雇用安定等助成金 (見直し概要) ○「事業所内託児施設設置・運営コース」について、見直しを行い、育児・介護雇用安定等助成金において、新たに「事業所内保育施設設置・運営等助成金」を設ける。 ○「男性労働者育児参加支援促進コース」を「職場風土改革コース」に統合する。 ○「育児・介護費用等補助コース」、「代替要員確保コース」、「子育て期の短時間勤務支援コース」、「職場風土改革コース」、「休業中能力アップコース」の支給要件について、改正次世代育成支援対策推進法(平成21年4月施行)において義務付けられる一般事業主行動計画の公表及び同計画の労働者への周知を加える。	2,847		
			事業所内保育施設設置・運営等助成金(新規) (事業概要) ○労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営を行う事業主及び事業主団体に対し、その費用の一部を助成する。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成する。	3,660	
中小企業子育て支援助成金 (事業概要) ○中小企業の子育て支援の充実のため、平成18年度から平成23年度までの間、中小企業事業主(労働者数100人以下)に対し、育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合、5人目まで助成金を支給する。	1,235	中小企業子育て支援助成金 (見直し概要) ○支給要件について、一般事業主行動計画の策定及び届出に加え、同計画の公表及び労働者への周知を追加すること。	2,213		

人材確保等支援助成金の見直し

平成20年度		(百万円)	平成21年度(予定)		(百万円)
助成金名	20'予算額		助成金名	21'予定額	
人材確保等支援助成金			人材確保等支援助成金		
中小企業基盤人材確保助成金 <small>(事業概要)</small> 中小企業労働力確保法に基づき、都道府県知事から雇用管理の改善に関する計画の認定を受けた中小企業者等が、創業・異業種進出又は生産性の向上に伴い、経営基盤の強化に資する人材を新たに雇い入れた場合等に助成金を支給する。なお、300万円(雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域については250万円)以上の設備投資が必要。 ・助成額: ・基盤人材 1人当たり140万円(雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域:210万円、小規模事業所:180万円)(上限5人まで) ・基盤人材雇入れに伴う一般人材 1人当たり30万円(雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域及び小規模事業所:40万円)(上記基盤人材と同数まで) ・助成期間:1年間	4,719	→	中小企業基盤人材確保助成金 <small>(見直し概要)</small> ○設備投資額の要件 300万円以上→250万円以上 (雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域) 250万円以上 → 200万円以上	4,685	
介護基盤人材確保助成金 <small>(事業概要)</small> ○ 介護分野で新サービスの提供等を行うおとする事業主であって、介護労働者の雇用管理改善の業務を担う特定労働者(介護福祉士等の資格を有する者で、1年以上の実務経験がある者)を雇い入れた事業主に対して助成金を支給。 ○ 最初の特定労働者を雇い入れてから1年後の事業所全体の雇用保険被保険者の定着率が80%以上であることが必要。 ○ 6か月の期間に特定労働者1人当たり70万円を上限として支給(3人まで)。	2,616	→	介護基盤人材確保等助成金 <small>(見直し概要)</small> ○ 最初の特定労働者を雇い入れてから6箇月後の事業所全体の雇用保険被保険者の定着率が80%以上であることが必要。	840	
介護雇用管理助成金 <small>(事業概要)</small> ○ 介護分野の新サービスの提供等に伴い、採用の改善、人的管理の改善、健康管理等の雇用管理改善のための事業を行う介護関係事業主に対して助成金を支給。 ○ 当該事業の実施に要した経費の1/2に相当する額(上限100万円)を支給。	160	→	介護雇用管理制度等導入奨励金(新規) <small>(事業概要)</small> ○ 能力評価、処遇改善のための人事管理制度の導入又は見直しを行い、かつ、雇用管理改善事業を実施した介護関係事業主に対して助成金を支給。 ○ 人事管理制度の導入等に要した費用に雇用管理改善事業に要した費用の1/2に相当する額を加えた額(上限100万円)を支給。	200	
中小企業雇用安定化奨励金 <small>(事業概要)</small> (正社員転換制度導入分) イ 転換制度導入事業主 新たに転換制度を導入し、かつ、当該制度を利用して、直接雇用する有期契約労働者を1人以上転換させた場合 → 1事業主あたり35万円を支給 ロ 転換促進事業主 転換制度を導入した日から3年以内に、直接雇用する有期契約労働者を3人以上(母子家庭の母等を含む場合は2人以上)転換させた場合 → 1人当たり10万円(母子家庭の母等は15万円)を10人まで支給	480	→	中小企業雇用安定化奨励金 <small>(見直し概要)</small> 正社員転換制度導入分に加え、以下の2類型を追加。 (共通処遇制度導入分) 新たに通常の労働者と共通の処遇制度(職務又は職能の評価・資格制度に基づくものであること)を導入し、かつ、制度導入日から2年以内に当該制度を利用して、直接雇用するフルタイム有期契約労働者に対し1人以上適用させた場合 → 1事業主当たり50万円を支給 (共通教育訓練制度導入分) 新たに通常の労働者と共通の教育訓練制度(Off-JTに限る。)を導入し、かつ、制度導入日から2年以内に当該制度を利用して、直接雇用するフルタイム有期契約労働者のうち3割以上の者について1人当たり10時間以上の教育訓練を実施した場合 → 1事業主当たり35万円を支給	1,780	

障害者雇用促進助成金制度の創設

平成20年度		平成21年度(予定)	
(百万円)		(百万円)	
助 成 金 名	20'予算額	助 成 金 名	21'予定額
		障害者雇用促進助成金	130
		→ 発達障害者雇用開発助成金(新規)	64
		(概要) ○ 地域障害者職業センターにおいて職業評価を受けた発達障害者を、公共職業安定所の紹介により雇用する事業主であって、当該雇い入れた発達障害者の雇用管理に関する事項を把握するものに対して、助成金を支給する。 ○ 支給額は、雇入れに係る者一人につき50万円(中小企業事業主にあつては、135万円)とする。	
		→ 難治性疾患患者雇用開発助成金(新規)	51
		(概要) ○ 難治性疾患患者を、公共職業安定所の紹介により雇用する事業主であつて、当該雇い入れた難治性疾患患者の雇用管理に関する事項を把握するものに対して、助成金を支給する。 ○ 支給額は、雇入れに係る者一人につき50万円(中小企業事業主にあつては、135万円)とする。	
		→ 事業協同組合等雇用促進事業助成金(新規)	15
		(概要) ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第45条の3第2項に規定する事業協同組合等であつて、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇い入れて新たに同条第1項第3号の雇用促進事業を実施するものに対して、助成金を支給する。 ○ 支給額は、50万円とする。	

キャリア形成促進助成金の見直し

平成20年度		(百万円)	平成21年度(予定)		(百万円)
助成金名	20'予算額		助成金名	21'予算額	
キャリア形成促進助成金			キャリア形成促進助成金		
訓練等支援給付金(自発的職業能力開発支援分)		41	訓練等支援給付金(自発的職業能力開発支援分)		69
<p>(事業概要)</p> <p>事業主が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者の申し出により、①職業訓練等、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費を負担する又は②休暇(以下「職業能力開発休暇」という。)を与える場合における要した費用等の一部の助成。</p> <p>① 労働者の自発的な職業訓練等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主が要した経費の一部を助成 [中小企業 1/3、大企業 1/4] ○ 事業主が制度を導入し、従業員が利用した場合 [制度導入:15万円、制度利用1人当たり:5万円(人数上限有り)] 制度導入後3年を経過した場合 [制度利用者増加分1人当たり:2万円(人数上限あり)] <p>② 労働者の職業訓練等のための休暇を付与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の一部を助成 [中小企業 1/3、大企業 1/4] ○ 事業主が制度を導入し、従業員が利用した場合 [制度導入:15万円、制度利用1人当たり:5万円(人数上限有り)] 制度導入後3年を経過した場合 [制度利用者増加分1人当たり:2万円(人数上限あり)] 			<p>(見直し概要)</p> <p>助成率を引き上げるとともに、長期の職業能力開発休暇制度の導入や始業及び終業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限といった労働者の自発的な能力開発を支援する企業に対する助成を新設。</p> <p>① 労働者の自発的な職業訓練等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主が要した経費の一部を助成【拡充】 [中小企業 1/2、大企業 1/3] ○ 事業主が制度を導入し、従業員が利用した場合 [同左] 制度導入後3年を経過した場合 [同左] <p>② 労働者の職業訓練等のための休暇を付与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の一部を助成【拡充】 [中小企業 1/2、大企業 1/3] ○ 事業主が制度を導入し、従業員が利用した場合 [同左] 制度導入後3年を経過した場合 [同左] <p>③ 労働者の職業訓練等のための時間的配慮【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自発的職業能力開発時間確保措置(※)を実施した場合に、要した経費及び支払った賃金の一部を助成 [中小企業 1/2、大企業 1/3] ○ 事業主が制度を導入し、従業員が利用した場合 [制度導入:30万円、制度利用1人当たり:5万円(人数上限有り)] 制度導入後3年を経過した場合 [制度利用者増加分1人当たり:2万円(人数上限あり)] <p>※ 労働者の申し出により、職業訓練等、職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを受ける時間を確保するために必要な措置(始業及び終業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期職業能力開発休暇制度期間中に支払った賃金及び要した費用の一部を助成 [中小企業 1/2、大企業 1/3] ○ 長期職業能力開発休暇制度を導入し、従業員が利用した場合 [制度導入:30万円(代替要員の確保に係る措置がある場合は60万円)、 制度利用1人当たり:10万円(人数上限有り)] 制度導入後3年を経過した場合 [制度利用者増加分1人当たり:4万円(人数上限あり)] 		